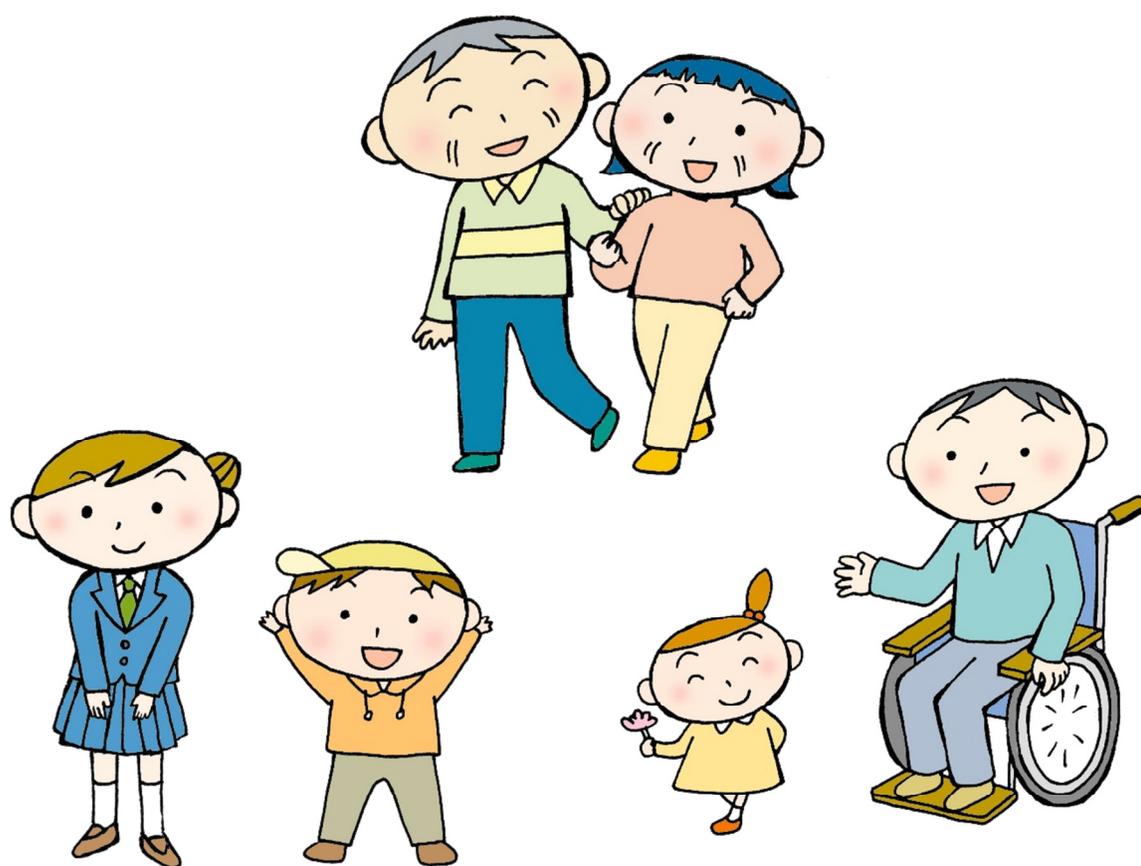


# 第2次 唐津市障がい者基本計画

概要版



平成29年3月

唐津市

## 計画策定の趣旨

国においては、平成 25 年に「障害者基本計画（第 3 次）」（平成 25 年度～29 年度）が策定され、共生社会の実現に向けた、障がいのある人の自立と社会参加の支援などの施策の推進が図られています。

国の障害者基本計画の第 2 次計画（平成 15 年度～24 年度）から第 3 次計画の策定までには、「発達障害者支援法」、「障害者自立支援法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）」の制定、「教育基本法」、「障害者基本法」の改正、障害者自立支援法を改めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」の制定などがなされ、障がいのある人をめぐる環境が大きく変化してきました。

このような国内法の整備を受けて、国は平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）」を批准し、その効力は同年 2 月 19 日に発生しています。

唐津市においては、「唐津市障害者基本計画」（平成 19 年度～28 年度）により、障がい者施策を推進してきました。

第 1 次計画の計画期間の満了と、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした本市の障がいのある人を取り巻く環境の変化を考慮し、「第 2 次唐津市障がい者基本計画」を策定し、本市における障がい者施策の一層の推進を図ります。

## 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に定める「市町村障害者計画」です。本計画では、障がいのある人の自立および社会参加の支援などについての施策の基本理念と基本目標を定めるとともに、求められる各施策の基本的な事項を示します。

本計画は、国の「障害者基本計画（第 3 次）」（平成 25 年度～29 年度）や「第 3 次佐賀県障害者プラン」（平成 26 年度～30 年度）、また、唐津市における上位計画である「第 2 次唐津市総合計画」と矛盾がないようにしながら、「からつ自立支援プラン」や「唐津市地域福祉計画」をはじめとする保健福祉関連の計画や、人権や教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画などとも連携しながら推進するものとします。

「からつ自立支援プラン」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「障害福祉計画」で、障がい福祉サービスなどの確保に関する実施計画であるのに対し、本計画は、障がいのある人のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画で、唐津市における障がい者施策の推進のための行動指針となります。

## 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。  
ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

<計画の期間>

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
<b>第2次唐津市障がい者基本計画</b>											
第4期からつ自立支援プラン											
		見直し	第5期からつ自立支援プラン								
				見直し	第6期からつ自立支援プラン						
								見直し	第7期からつ自立支援プラン		

## 基本理念

本市では、平成 18 年度に策定した「唐津市障害者基本計画～からつ 絆 プラン～」のなかで、「障害の有無を問わず市民の一人ひとりが互いを認めあい、互いを支えあっていくことが重要であり、『共生』の価値観のもとに、障害のある人は自立した暮らしを求め、そして障害のない人はそれを受け入れ“さりげなく”支えていくような新しいまちづくりに向け、『価値共有』することが何よりも重要」とした上で、「一人ひとりが唐津市民として対等に接し、互いの絆を実感できるようなまちづくり」をめざすこととし、

### 自立と思いやりのまち・からつ

を掲げました。

本計画においても、この思いを継承し、障がいのある人もない人も、地域においてともに参画しながら安心して暮らし続けられるよう、市民同士の絆でつながった心のぬくもりを感じ取れるまちづくりをめざすものとします。

## 施策の体系

基本目標	施策の柱	
権利を守って いきます	1	差別の解消および権利擁護の推進
	2	行政サービスなどでの権利擁護のための配慮
自分らしい自立した生活を 支援していきます	1	生活支援のための基盤づくり
	2	保健・医療サービスの充実
	3	雇用と就労の充実
	4	安心・安全対策の推進
社会参加の機会を充実していきます	1	療育と教育の充実
	2	地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実
	3	生活環境の整備
	4	コミュニケーションの支援

自立と思いやりのまち・からつ

## 具体的施策の展開

### 基本目標 権利を守っていきます

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされ、さらに、障がいのある人が、行政サービスなどでの権利を円滑に行使するため、適切な配慮を受けることができるよう、障がいのある人たちの権利を守っていきます。

### 1 差別の解消および権利擁護の推進

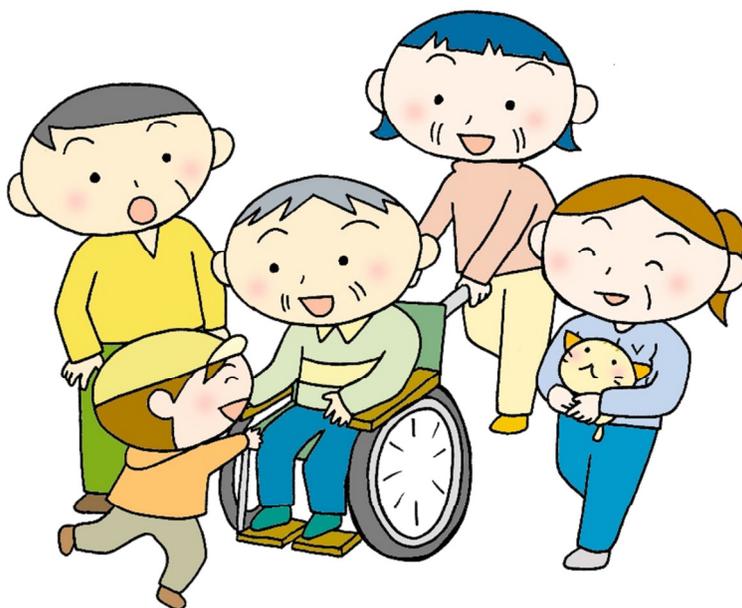
#### 施策

- (1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進
- (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進
- (3) 人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進

### 2 行政サービスなどでの権利擁護のための配慮

#### 施策

- (1) 市行政機関の事務や事業における権利擁護のための配慮
- (2) 市行政機関の事務や事業におけるソフト面での配慮
- (3) 市行政機関の事務や事業におけるハード面での配慮



## 基本目標 自分らしい自立した生活を支援していきます

障がいのある人の生活支援のため、障がい福祉サービス事業所などと連携しながら基盤づくりをすすめ、また、保健や医療の面について安心感が持て、仲間とともに働き、活動し、さらに、災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができるよう、障がいのある人たちの自分らしい自立した生活を支援していきます。

### 1 生活支援のための基盤づくり

#### 〈施策〉

- (1) 生活を支援する情報提供の充実
- (2) 生活を支援する相談支援体制の充実
- (3) 生活を支援するサービスの充実
- (4) 地域生活への移行支援の充実

### 2 保健・医療サービスの充実

#### 〈施策〉

- (1) 適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実
- (2) 障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進
- (3) 保健・医療サービスやリハビリテーションの充実
- (4) 精神保健・医療施策の推進
- (5) 難病患者などへの支援の充実

### 3 雇用と就労の充実

#### 〈施策〉

- (1) 就労支援の推進
- (2) 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実
- (3) 雇用・就労機会の拡充
- (4) 福祉的就労の場の充実

### 4 安心・安全対策の推進

#### 〈施策〉

- (1) 災害時の避難行動支援体制の充実
- (2) 災害時の多様な情報伝達の実施
- (3) 消費者被害対策の充実

## 基本目標 社会参加の機会を充実していきます

適切な療育と教育の場や機会、地域での交流の機会、スポーツ・文化活動への参加の機会を充実させるとともに、ユニバーサルデザインを促進するため、バリアフリー化を行うなど、生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境整備を行い、さらに、情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことで、障がいのある人たちの社会参加の機会を充実していきます。

### 1 療育と教育の充実

#### 〈施策〉

- (1) 乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実
- (2) 発達支援の充実
- (3) 幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実
- (4) 学校における進路指導の充実
- (5) 学校教育施設のバリアフリー化の推進

### 2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実

#### 〈施策〉

- (1) 地域での交流の機会の充実
- (2) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実
- (3) 障がいのある人やその家族の団体の支援
- (4) ボランティアの育成と活動の支援

### 3 生活環境の整備

#### 〈施策〉

- (1) 福祉環境整備の促進
- (2) 住宅・住環境整備の推進

### 4 コミュニケーションの支援

#### 〈施策〉

- (1) 情報提供のバリアフリー化の推進
- (2) コミュニケーション支援の充実



## 計画の推進体制

### 第1節 庁内ならびに関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、広範囲にわたっていることから、障がい者支援課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的で効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的で継続的な支援をすすめます。

### 第2節 国や県、近隣市町との連携強化

今後の制度の改正なども重要となるため、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を考慮して施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度などを活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

また、市内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

### 第3節 さまざまな組織・団体との協働体制強化

障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

### 第4節 広報・啓発活動の推進

行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー」の実現をすすめます。

### 第5節 計画の点検・評価

本計画に基づく障がい者施策を効果的で継続的に推進していくため、「第4章 取り組んでいく施策」において示した「具体的な施策」の各項目の所管課が中心となって、それぞれの施策の進捗状況を確認し、それらを障がい者支援課で取りまとめ、計画の点検および評価を行っていきます。また、障害者総合支援法に基づく「からつ自立支援プラン」においても、点検および評価を行っていくものとします。



発行 唐津市 障がい者支援課  
〒847-0016 唐津市東城内 1 番 3 号  
電話 0955-72-9150  
FAX 0955-74-5628  
E-mail shougai-shien@city.karatsu.lg.jp